明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○地方税法施行令の一部を改正する政令（三五九）　二

〔省　令〕

○放送法施行規則の一部を改正する省令（**総務**八四）　二

○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一二三）　三

〔告　示〕

○有限会社航空保安警備教育システムから代表者の氏名の変更の届出があった件（**国家公安委**五四）　三

○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件等の一部を改正する件（**金融庁**六三）　三

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**七二）　三

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**七三）　三

○消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する件（**厚生労働**四〇八）　四

○農産物規格規程の一部を改正する件（**農林水産**一六二五）　四

○高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十四の規定に基づく指定保安検査機関の業務の全部を廃止する旨の届出があった件（**経済産業**二二二）　五

○高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件（**同**二二三）　五

○道路に関する件（**東北地方整備局**一五二～一五四）　五

○道路に関する件（**北陸地方整備局**九三～九六）　六

○自動車専用道路に関する件（**同**九七）　六

○都市計画に関する件（**中部地方整備局**一七三、一七四）　六

○都市計画に関する件（**九州地方整備局**二二四）　六

○都市計画に関する件（**北海道開発局**一四二）　七

〔国会事項〕

内閣　法務省

〔人事異動〕

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

官庁事項　八

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　八

登録小型船舶教習所の登録に関する公示（九州運輸局）　八

労　働　八

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　八

最低賃金の改正決定に関する公示（宮城労働局最低賃金公示三、千葉同六、福井同三、岐阜同三、愛知同二～八、大阪同九、山口同二～五、香川同三）　九

〔公　告〕　一〇

諸事項　一〇

官庁　一〇

財団、有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所　二七

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二七

会社その他　二七

本号で公布された法令のあらまし

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第三五九号）（総務省）

1　道府県民税及び市町村民税

(一)　中間納付額の還付の手続について、請求書の記載事項に、請求をする法人の法人番号を追加することとした。（第九条の二関係）

(二)　租税条約に基づく申立てが行われた場合における徴収猶予の手続について、申請書の記載事項に、猶予を受けようとする法人の法人番号を追加することとした。（第九条の九の四、第九条の九の五、第四八条の一五の三及び第四八条の一五の四関係）

2　事業税

(一)　中間納付額の還付の手続について、請求書の記載事項に、請求をする法人の法人番号を追加することとした。（第二五条関係）

(二)　租税条約に基づく申立てが行われた場合における徴収猶予の手続について、申請書の記載事項に、猶予を受けようとする法人の法人番号を追加することとした。（第三二条の二及び第三二条の三関係）

3　不動産取得税

贈与により農地等を取得した場合の徴収猶予の手続について、当該農地等を一時的道路用地等として貸し付けた場合の貸付期限の延長に係る届出書の記載事項に、届出者の個人番号を追加することとした。（附則第一〇条関係）

4　その他

相続人の代表者の指定の手続について、届出書の記載事項に、相続人及び相続人の代表者の個人番号又は法人番号を追加することとした。（第二条関係）

5　この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。